

申請が始まります



本年4月からの消費税引き上げに際し、所得の低い人に対し「臨時福祉給付金」、子育て世帯に対し「子育て世帯臨時特例給付金」が支給されます。受け取ることができるのは、どちらか1つの給付金で1回限りです。

申請できる人は、平成26年1月1日に成田市に住民記録がある人です。平成26年1月2日以降に転入した人は、転入前の市区町村で申請してください。

臨時福祉給付金の対象となる子どもは、子育て世帯臨時特例給付金の支給は受けられません。臨時福祉給付金の申請をしてください。

臨時福祉給付金

対象 平成26年度の市民税が課税されない人(課税されている人の扶養である場合や、生活保護を受けている人などは除く)

金額 1万円(次に当てはまる場合は5,000円を加算)

○ 老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金などの受給者
○ 児童扶養手当・特別障害者手当などの受給者

申請方法

支給対象と見込まれる人には申請書類を6月下旬に郵送します。くわしい受給対象の要件などは申請書類とともに送りますので、確認してください。

対象になる人は必要事項を書いて同封の返信用封筒で郵送してください。

申請期間 7月1日(火)～12月26日(金)(当日消印有効)

給付方法 申請の受け付け後、決定通知書を送付して指定の口座に振り込みます

子育て世帯臨時特例給付金

対象 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない人

支給対象となる子 平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の対象となる子ども(臨時福祉給付金の対象となる子どもや生活保護を受けている子どもは除く)

金額 子ども1人当たり1万円

申請方法

申請書類を5月下旬に平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者に郵送しました。必要事項を書いて子育て支援課(市

役所2階)へ提出してください。

6月中は、児童手当の現況届の受け付け(5ページ参照)と併せて、市役所1階会計室前に特設窓口を設置しますので、そちらでも提出できます。

公務員は勤務先から配布された申請書と児童手当受給証明書子育て支援課に提出してください。

申請期間 6月1日(日)～12月1日(月)(当日消印有効)

給付方法 申請の受け付け後、決定通知書を送付して指定の口座に振り込みます

問い合わせ先

申請方法に関する問い合わせ

○ 市社会福祉課・臨時福祉給付金専用ダイヤル(6月27日(金)に開設、☎20・1900、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

○ 子育て支援課・子育て世帯臨時特例給付金専用ダイヤル(☎20・1745、土曜日・祝日を除く午前9時～午後5時)

制度に関する問い合わせ

○ 厚生労働省・2つの給付金に関する専用ダイヤル(☎0570・037・192、土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後6時)

給付金支給対象者診断チャート

このチャートは「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象者であるかどうかを判断するためのおおまかな目安を示しています。あくまでも一般的な場合を想定しているため、結果に必ずしも当てはまらない場合もあります。

スタート

生活保護を受けていますか

はい

対象ではありません
*保護基準の改定で消費税の負担に対応します

いいえ

平成26年度の市民税は課税されていますか

はい

いいえ

親族などに扶養されて(生活の面倒を見てもらっています)いますか

はい

あなたを扶養している人は平成26年度の市民税が課税されていますか

はい

平成26年1月分の児童手当を受給していますか

いいえ

対象ではありません

基礎年金・児童扶養手当などを受給していますか

はい

いいえ

臨時福祉
(1万円)

いいえ

臨時福祉
(1万5,000円)

平成25年の所得は、児童手当の所得制限限度額未満ですか(上表)

いいえ

子育て世帯
(1万円)

所得制限

扶養親族の数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002.1万円
5人	812万円	1042.1万円

*「収入額の目安」は給与収入のみで計算しています。

振り込み詐欺などの 犯罪防止

厚生労働省・県・市町村の職員などがATM(現金自動支払機)の操作や、受け取りのための手数料を求めることはありません。振り込み詐欺や個人情報の詐取に注意してください。

児童手当の現況届

6月30日までに提出を

児童手当を受給している人に現況届を郵送しました。
毎年6月中に現況届の提出が必要です。必要事項を書いて6月30日(月)までに提出してください。

受付日時=月~金曜日、日曜日 午前9時~午後5時

提出場所=市役所1階ロビー、下総・大栄支所(日曜日を除く)

※くわしくは子育て支援課(☎20-1538)へ。